

社 援 地 発 1001 第 8 号
平 成 3 0 年 1 0 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度所管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」
の一部改正について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 7 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p data-bbox="439 415 1160 447">生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について</p> <p data-bbox="115 506 1484 716">生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。</p> <p data-bbox="115 730 1484 940">生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。</p> <p data-bbox="115 955 1484 1297">そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可能となるほか、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。</p> <p data-bbox="115 1312 1484 1570">とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。</p> <p data-bbox="115 1585 1484 1753">については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</p> <p data-bbox="163 1768 222 1799">(略)</p> <p data-bbox="786 1814 816 1845">記</p> <p data-bbox="115 1898 1484 2018">1 <u>生活困窮者自立支援制度所管主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携</u> 法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会</p> | <p data-bbox="1765 415 2605 447">生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について <u>(通知)</u></p> <p data-bbox="1507 506 2864 583">平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）が施行される。</p> <p data-bbox="1507 730 2864 808">生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）に基づき生活困窮者に対し包括的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。</p> <p data-bbox="1507 1312 2864 1480">とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、<u>新制度に基づき</u>生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要である。</p> <p data-bbox="1507 1585 2864 1753">については、<u>連携に当たっての留意事項は下記のとおり</u>であり、また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</p> <p data-bbox="1552 1768 1611 1799">(略)</p> <p data-bbox="2175 1814 2205 1845">記</p> <p data-bbox="1507 1898 2864 2018">1 <u>新制度所管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管部局との連携</u> 法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委</p> |

や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の实情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世

員会や都道府県私立学校主管部局等（以下「教育委員会等」という。）と新制度担当の部局が双方の制度を理解するとともに、日常的に必要な情報交換を行うことが重要である。また、教育分野の相談窓口にも新制度の広報資料を置くなども考えられる。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、必要に応じて生活支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）につなぎ、保護者等に対して新制度に基づく相談支援、就労支援等を行うことが考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、新制度から教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

(新設)

(新設)

帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習支援事業を実施している。また、文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

(略)

2 新制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。新制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行う、学校にも新制度の広報資料を置くなど学校関係者とながりを構築することが重要である。

なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

3 高等学校等の修学支援に係る連携

高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、新制度の事業につなぐことが考えられる。なお、新制度において高校生も対象に子どもの学習支援を実施することにより、中退防止の効果も考えられる。

(略)

4 法の相談支援員等とスクールソーシャルワーカーとの連携

学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

5 学習支援に関する事業の連携

法及び文部科学省における子どもの学習支援に関する事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。これらの事業については、地域の実情も踏まえ、各担当部局と連携・調整の上、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 7 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 8 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可

能となるほか、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。

については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報の取扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議(支援会議)を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口で相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくと

もに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習支援事業を実施している。また、文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とのつながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、

必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。